

①特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第46号)		②特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日厚生省令第14号)		事務局での分類	法律案 の類型	備考	他の介護保険施設等の基準	(備考・消防関係) 関係法令及び関係等	全 例	規 則	要 綱	規 則
表 項	注 項	表 項	注 項	記号	主な具体的内容・事項説明等							
9				イ	今後、所管課で検討する必要あり	参酌すべき基準	老健 機能訓練室 定員×1m、食堂 定員×2m 療養転換型特養・ 老健 機能訓練室 病院からの転換の 場合は40㎡以上、 食堂は一人あたり 1㎡以上			基準に同じ	個別ケアの観点を重視し、15人前後を単位に一つの食堂を設ける形が望ましいこと。	A C
3				ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準				基準に同じ (追加)浴室は、居室のある階ごとに設けること。	以下のことについて配慮すること。 一 複数の個別浴槽を設置した浴室で、同時利用が想定される場合は、固定壁などで浴槽の間を仕切るなどでプライバシーを確保すること。 二 マンツーマン方式を想定した配置が望ましいこと。 三 手すりや移乗台が設置できる構造とすること。 四 2方向もしくは3方向から介助が行える構造とすること。	A C
4				ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準				基準に同じ ハトイレ内の洗面台は、原則洗面設備ではないこと。	以下の設備を設置するよう配慮すること。 - 車椅子でも利用可能な高さの洗面台、鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具等	A C
5			4	ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準				基準に同じ ハ 扉は引き戸等とすること。アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切ではない。	以下の設備を設置するよう配慮すること。 - 排泄の自立を促しやすい便器および手すり - 洗浄乾燥暖房付便座 - 拭き掃除が行いやすい床材 - 適切な臭い対策	A C
			9	ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準				汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものである。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。	汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましいこと。	A C
			10	ア	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準				焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。		C
11 5 1				イ	今後、所管課で検討する必要あり	参酌すべき基準	老健 療養室が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし直通階段を避難階段とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	●東京都建築安全条例 (建物の高さが、31メートルを超える場合) 直通階段のうち一以上を特別避難階段とし、その他のものを屋外避難階段とする。ただし、一定の要件を満たせば(防火設備等の区画の設置など)特別避難階段の設置義務の免除がされる。		※検討事項 (特別避難階段の設置を義務付けるか?)	(左記)規則・三の「車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要なバルコニー幅」とは、おおむね1.5mを基準とする。	D
11 6 1			5、12	ウ	懸案事項として問題点がある。	参酌すべき基準	地域密着型特養 廊下1.5m 中廊下1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 療養転換型特養・ 老健 廊下1.2m 中廊下 1.6m 養護老人ホーム 廊下1.35m 中廊下 1.8m 有料老人ホーム (東京都指針) 1.8m すれ違いスペースがあるとき 1.4m	●建築基準法施行令 廊下幅1.2m 中廊下1.6m ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行令 廊下幅 1.2m、50m以内ごとに車いすの転回スペース要 ●高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 廊下幅 1.8m、50m以内ごとに車いすの転回スペースを設けた場合は、1.4m	廊下の幅は、一・五メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とする。		D	

①特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第46号)			②特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老発第214号)			事務局での分類	法律案 の類型	備考	他の介護保険施設等の基準	(建築・消防関係) 関係法令及び条例等	条例	規則	要綱	項目		
条	項	号	条	項	号	記号	主な具体的な内容・事項説明等									
35	4	1			7	ア	洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準					基準に同じ (3) トイレ内の洗面台は、原則洗面設備ではないこと。	以下の設備を設置するよう配慮すること。 車椅子でも利用可能な高さの洗面台、鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具等	A C
		1			8	ア	便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準					一 居室内にトイレがある場合でも、共同生活室の近くに最低1ヶ所はトイレを設けること。 二 扉は引き戸等とすること。アコーディオンカーテンを扉の代用とするのは適切ではない。		A C
		2			9	ア	浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。	現在の基準に過不足がない	参酌すべき基準					原則として、個浴を各ユニット内に設けること。設置が難しい場合でも、隣接するユニットごとに浴槽をユニットの数だけなるべく設置すること。	以下のことについて、配慮すること。 一 手すりや移乗台が設置できる構造とすること。 二 2方向もしくは3方向から介助が行える構造とすること。	A C
35	6	1 ~ 5			10	イ	廊下(第6項第1号) ユニット型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。 ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。	今後、所管課で検討する必要あり	参酌すべき基準	地域密着型特養 廊下1.5m 中廊下1.8m(さらに緩和規定あり) 老健 特養と同じ 他の施設については、従来型の記述参照	従来型での廊下の記述を参照			廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。		D